

県立宮崎工業高等学校いじめ防止基本方針

令和3年3月改訂

宮崎県立宮崎工業高等学校(全日制課程)

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

宮崎県いじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のため、県・国・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づきいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定されました。平成29年7月の「宮崎県いじめ防止基本方針」の改定を受け、本校（全日制課程）におけるいじめの防止等のための基本的な方針を「県立宮崎工業高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針（改訂版）」として定めるものであります。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止	5
	（1） 基本的な取組	5
	（2） いじめの防止等のための組織	6
2	いじめの防止等に関する措置	6
	（1） いじめの防止の具体的活動	6
	（2） いじめの早期発見	7
	（3） いじめに対する措置	7
	（4） インターネット上のいじめへの対応	10
3	その他の留意事項	11
	（1） 組織的な指導體制	11
	（2） 校内研修の充実	11
	（3） 校務の効率化	12
	（4） 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	12
	（5） 地域や家庭との連携について	12
	（6） 関係機関との連携について	12
4	重大事態への対処	13
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	16
	【参考】資料1～6	

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と法律で定めています。

（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめの定義に対する具体的な説明

（1）個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断について

- ・ 表面的・形式的に判断せずに、いじめられた生徒の立場に立って判断することが大切です。
- ・ いじめは多様な態様があることを考慮し、法律の対象となるいじめに該当するか否かを判断する場合は、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めます。
- ・ いじめられていても、本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察・確認します。
- ・ いじめられた生徒ならびにその周辺の状況等を客観的に観察・確認します。

（2）いじめの認知について

- ・ 特定の教員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（本校ではいじめ・不登校対策委員会）を活用します。

（3）一定の人間関係について

- ・ 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指します。

（4）物理的な影響について

- ・ 身体的な影響を受けることです。
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることです。
- ・ けんかやふざけ合いの場合も、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害制に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・ インターネット上で悪口を書かれた場合、当該児童生徒がそのことを知らずにいる場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対して法の趣旨を踏まえ適切に対処します。

（5）いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良

好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめ・不登校対策委員会へ情報共有することになります。

(6) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたからる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等を使って誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとることが必要です。

2 いじめの理解

(1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

(2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）についても、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しています。

(3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対

して万全の体制で臨みます。

○ 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの防止

- ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象とした未然防止の観点が必要です。全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。
- イ 学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を発達段階に応じて促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。
- ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。
- エ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりは、未然防止の観点からとても重要です。
- オ いじめ問題への取組の重要性について認識を広め、地域、家庭と一体になって取組を推進するための普及啓発が必要です。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見は、迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。
- イ いじめは大人の目の届かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きににくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。
- ウ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努め、地域、家庭と連携して生徒を見守ります。

(3) いじめへの対処

- ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携を図ります。
- イ いじめを見ていた生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持てるように指導します。また、いじめに同調するような行為のあった生徒に対しては、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させ組織的に対応します。「いじめは決して許されない行為であること」「お互いを認め合いながらいじめ問題を解決すること」等、加害生徒、いじめを見ていた生徒、いじめに同調するような行為のあった生徒に指導します。

ウ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処について理解を深め、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備します。

(4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、PTAや学校評議員、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進します。

イ より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制をつくります。

(5) 関係機関との連携

ア 学校や教育委員会において、いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず十分な効果が得られない場合、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要となるため、平素から、学校と関係機関との連絡・協議を行い、情報共有体制をつくります。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関と連携を図り、法務局など、学校以外の相談窓口（ふれあいコール等）についても生徒へ適切に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止

(1) 基本的な取組

ア いじめは深刻な人権侵害であるという観点から人権教育の充実を図ります。

イ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を育むために全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。

ウ 児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、望ましい人間関係を築くために、ホームルーム活動・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめ問題について考え議論する活動に対する支援を行います。

エ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、感情をコントロールする力、読解力、思考力、判断力、表現力等を取り入れた教育活動を推進します。また、生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる教育活動を行います。

オ 児童生徒同士が思いやり、助け合い、支え合いながら人間関係を育む活動を推進します。

カ 児童生徒に達成感や充実感を味わわせるためのわかる授業や、生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた授業を行います。

キ 児童生徒及びその保護者ならびに職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行います。

ク 豊かな心を育むためのボランティア活動を推進します。

(2) いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置します。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

【構成員】

教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談部主任（特別支援教育コーディネーター）、中途退学対応教員、養護教諭、（該当HR担当）、（該当学科主任）、その他

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し（PDCAサイクルの実行）
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置 ※資料1・2参照

(1) いじめの防止の具体的活動

ア 生徒が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。
 - 遠足・クラスマッチ・体育大会・学科集会等、異学年交流行事の実施
 - ホームルームでの話し合い活動の実施
 - ボランティア活動の推進
- (イ) 生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。
 - 生徒会による目安箱の設置
 - ホームルーム等における生徒同士の相談活動の推進
- (ウ) いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を、生徒自身の手で企画実施します。
 - 教育相談オリエンテーションでの人権学習の実施
 - 生徒会による文化祭や体育祭など学校行事の企画提示

イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
 - 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
- (イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、学級担任と教育相談部が連携を図りながら、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指します。
 - 定期的な個人面談・教育相談期間の設定
- (ウ) 教科やホームルーム活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

○教科やホームルーム等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定

○外部講師による講演会の実施

(エ) いじめ防止基本方針に沿って、学校いじめ防止プログラムやいじめの早期発見・事案対処マニュアル等を作成し、随時、適切に運用されているか分析・検討を行います。

(オ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

○PTA総会での学校の方針説明

○学校公開（オープンスクール）の実施

(2) いじめの早期発見 **※資料3・4参照**

ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

○生徒の発する具体的なサインの作成と共有

イ 定期的に教育相談を行い、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

○教育相談週間の設定

○いじめの相談窓口（教育相談室・保健室）の周知

いじめに関する相談は、教育相談担当職員ならびに養護教諭が担当します。

生徒からの相談だけでなく保護者からの相談も随時受け付けます。直接学校に来てもらうか電話での相談でもかまいません。

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。また、アンケートで気になる回答が寄せられた場合は、二次アンケートや個人面談を実施します。

○学校独自のアンケートの実施（6月・10月・2月）

○県下一斉のアンケートの実施（11月下旬）

○状況に応じた臨時のアンケートの実施（不定期）

○名前の記入については原則無記名（記入したい者は記入できる欄を設ける）

○各学年の教育相談担当職員が学年ごとのアンケートを集計

○気になる記載があった場合は、直ちに管理職に報告し対応を相談

○いじめに関するアンケートの他に、全ての生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、「学校生活サポートテスト」や「hyper-QU（学校生活と友達づくりのためのアンケート）」を実施

エ いじめ・不登校等対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での情報の共有を図ります。

○職員会議での情報の共有

○進級時の情報の確実な引き継ぎ

○過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置 **※資料5・6参照**

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

○ いじめであるかどうかの判断は、必ず組織的に行い、「対応不要である。」と

個人で判断せずに、速やかに、生徒指導部主任、教育相談部主任、いじめ・不登校対策委員会に報告・相談し対応を協議します。

- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの発見又はいじめの通報を受けた職員は、生徒指導主事、教育相談部主任（いじめ・不登校等対策委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに報告します。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事、教育相談部主任等は、いじめを認知した場合はいじめ・不登校等対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ・不登校等対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ・不登校等対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する可能性があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

いじめは、単に謝罪をもって解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、次の①と②の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続しているか注視します。この相当期間とは、3ヶ月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定します。全教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断します。行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間を設定し状況を注視します。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるか確認します。さらに、被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

- 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会に相談の上、警察、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部の専門家に相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ・不登校等対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校等対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ・不登校等対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

< いじめられた生徒への支援 >

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保します。
- ・ 心のケアを図ります。
- ・ 今後の対策について、共に考えます。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励まします。
- ・ 温かい人間関係をつくります。

< いじめられた生徒の保護者への支援 >

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、心配や不安を取り除き安心してもらえるようにします。

- ・ 保護者の考えや要望に耳を傾けます。
- ・ 心の痛みに対して真剣に精一杯の理解を示します。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求めます。

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

< いじめた生徒への支援 >

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を十分に理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認します。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努めます。
- ・ いじめられた生徒の苦痛に気付かせます。
- ・ 今後の生き方を考えさせます。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行います。

< いじめた生徒の保護者への支援 >

事実を把握後、速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 生徒や保護者の心情に配慮します。

- ・ いじめた生徒の成長につながるように職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝えます。
 - ・ 些細なことでも何か気付いたことがあれば報告してもらいます。
- ＜ 保護者同士が対立する場合などへの支援 ＞
- 職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。
- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨みます。
 - ・ 状況に応じて管理職が率先して対応する場合があります。
 - ・ 状況に応じて教育委員会や関係機関と連携し解決を目指します。

いじめが起きた集団（グループ）への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努めます。
- ・ 自分の問題として捉えさせます。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努めます。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努めます。

オ 関係機関への報告

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

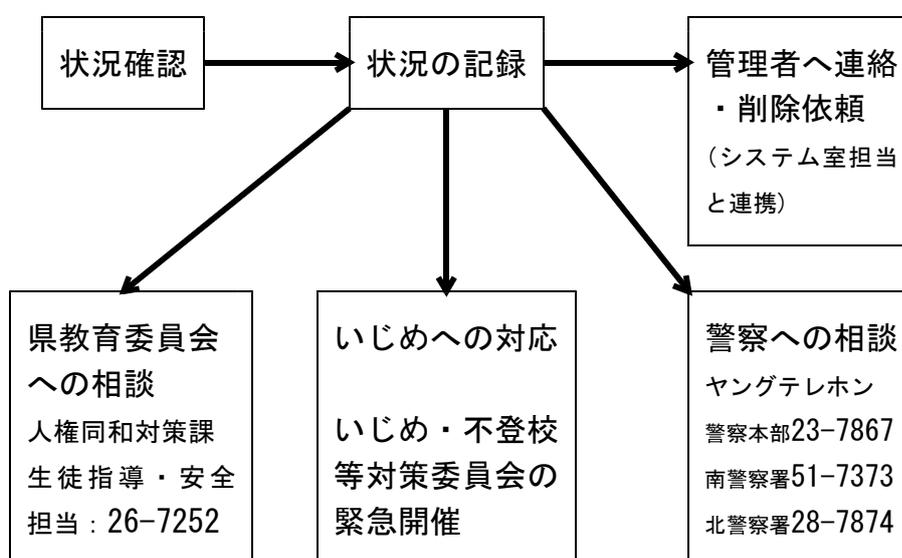
ア インターネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話（スマートフォン）のインターネットのサービスを利用して行われるいじめのことで、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、インターネット上の掲示板、ブログ、メールなど利用して、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したり、特定の人物になりすまし社会的信用を貶める行為をしたり、掲示板等に特定の人物の個人情報や無断で掲載する等のことをいい、大変重大な人権侵害に当たります。

- ・ 発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などにより、拡散した情報を消去することは極めて困難です。
- ・ 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人に多大な影響を与える可能性があります。
- ・ 被害者に深刻な傷を与えかねない行為で、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得ます。

イ インターネット上のいじめの防止

- インターネット上のいじめの特性について理解・啓発を図ります。
 - フィルタリングや保護者の見守り、家庭内でのルールの作成など、保護者への啓発を図ります。
 - 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
 - 生徒を対象とした講演会などで、インターネット社会についての講話（防犯）を実施します。
 - インターネット利用や情報モラルに関する職員研修を実施します。
- ウ インターネット上のいじめへの対処
- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報をもとに、インターネット上のいじめの把握に努めます。
 - 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ・不登校等対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の

指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。さらに、教職員の不適切な認識、特に、体罰や言葉の暴力等がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうるので、体罰禁止の徹底を図ります。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 生徒会活動の活性化

生徒が中心になり、生徒同士で悩みを聞き合う活動などいじめ防止に関する取組を充実させます。

(6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

○ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 高額の金品を奪い取られた場合など

○ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席や断続的な欠席でも、状況により判断する。

○ 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合

- ・ 重大事態が生じたとの想定のもと、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態が発生した場合は県教育委員会を通じて県知事に事態発生について報告します。

○ 調査を行うための組織

- ・ 調査はいじめ不登校等対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応します。
- ・ 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

○ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行います。
- ・ 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとします。
- ・ 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と県教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
- ・ 当該調査を実りあるものにするために、学校自身と県教育委員会が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行います。
- ・ 教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

< いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合 >

- ・ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から

十分に聴き取るとともに、原則として、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。

- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止します。
- ・ いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

＜ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合 ＞

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。
- ・ 調査方法は、原則として、在籍生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行います。

（自殺の背景調査における留意事項）

- ・ 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。
- ・ この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。
- ・ いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。
- ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。
- ・ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ県教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。
- ・ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意します。
- ・ 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含

めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めます。

- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意します。
- ・ 学校が調査を行う場合は、学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うなど適切な対応を行います。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や遺族の心情に配慮すること、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にします。

（３） その他留意事項

ア 状況に応じて、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行います。

イ 県立学校においては、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置としての他の県立学校への転学等の措置を行う場合があります。

ウ 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。県教育委員会及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

（４） 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

a 県教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。

b これらの情報の提供に当たっては、県教育委員会又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意します。

c 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとります。

d 学校が調査を行う場合においては、学校の設置者は、情報の提供の内容・

方法・時期などについて必要な指導及び支援を行います。

イ 調査結果の報告

a 調査結果については、関係機関に速やかに報告します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) この基本方針は、「宮崎県いじめ防止基本方針（平成29年7月13日改定）をもとに作成しました。

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。